

三名は會社に出頭 去る専務 去る經理 即ちと會  
見 決議之を探出す

料との提出せし十ヶ條の要求に對する會社側の回答は會員  
に二〇〇〇名の五々 従業員を以て 解社せしむること多  
く 虚 控まるし。初めは 我々 従業員 二〇〇〇名は新 國として  
全員 解 雇に對するに共ニ志同 初の 西武 條 件 費 徴  
のたより 飽く迄 會社の 批 評に 應 ず 初 志の 目的 遂行  
を 期す

之れに 對し 去る 専務は 己の 二員一同 解 雇し たる ことは 従業員  
と 代表 たる 者 及び 議 團 代表 たる 者 を 認 む る 能 は ず  
解 雇 之 運 知 後 雇 傭 契約 の 趣 旨 と 取 扱 上 の 混 乱  
を 避 け たる 爲 従業員 各自に 個 別的 に 賃 金 支 拂 其

他の 出現 も なき あり 二 員 針 たる こと 此 づ 湯 君 と は 交 渉 の 限  
り 非 び 拒 絶 あり 而 して 會 社 は 急 速 に 新 之 協 規  
定 を 作 成 し 兼 此 職 工 の 復 職 を 認 む 賃 金 も 同 規 則  
に 并 進 を 定 め 之 が 準 備 中 なる と 共 して 本 月 十 四 日  
此 後 任 務 の 職 工 賃 金 を 毎 三 十 五 日 毎 三 日 間 の 内 に  
支 拂 べ 可 し 廿 三 日 夫 と 本 人 の 出 頭 方 を 通 知 し 該 職 工  
の 積 立 金 十 一 万 五 千 円 及 返 職 統 計 金 見 積 十 一 万 円  
は 即 時 支 拂 べ 可 し たる こと 不 成 なる こと 協 議 中 あり